

証券投資信託約款変更に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、平成30年6月1日をもって投資対象の拡大に関する投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）をすること（以下「当議案」といいます。）に関して、平成30年4月24日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託 野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム・ファンド

2. 約款変更の内容および理由

本書面決議の議案（重大な約款変更）は以下になります。

当ファンドは、世界各国（新興国を含みます。）のジェネリック医薬品関連企業およびゲノム関連企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とし、ヘルスケアに関するイノベーションを捉えるべく、ジェネリック医薬品およびゲノムテクノロジーに着目した運用を行なって参りました。近年、ヘルスケアに関するイノベーションは、医療機器、医療技術、ヘルスケア関連のサービスなど多岐の分野にわたり、多くの投資機会を捉えることが可能となったため、今回、ヘルスケアに関するイノベーションの多様化に合わせて、運用の基本方針を変更し、投資対象をジェネリック医薬品関連企業およびゲノム関連企業の株式に限っていたものを、それらを含んだヘルスケア関連企業の株式へと拡大するため、約款変更に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

※なお、当ファンドの議案が可決となった場合、以下の約款変更（重大な約款変更には該当しません。）をあわせて行なう予定です。（平成30年6月1日適用予定）

- ・ファンド名称を「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」に変更
- ・信託期間を5年延長
- ・その他所要の変更

詳細は、投資信託約款変更案の新旧対照表をご参照ください。

投資信託約款変更案の新旧対照表

以下は、本書面決議の議案（重大な約款変更）のほか、議案が可決となった場合にあわせて行なう予定の約款変更（重大な約款変更には該当しません。）を含んだものです。

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<ファンド名> <u>野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド</u>	<ファンド名> <u>野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム・ファンド</u>
運用の基本方針	運用の基本方針
<略>	<同左>

1. 基本方針

<略>

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（新興国を含みます。）のヘルスケア関連企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資をする場合があります。

(2) 投資態度

① 株式への投資にあたっては、世界のヘルスケア関連企業の中から高い成長が期待される企業の株式を各分野の専門的な観点から調査、評価して投資銘柄を選定します。また、バリュエーション、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。ポートフォリオについては適宜見直しを行いません。

② 株式の組入比率は、高位とすることを基本とします。

③ ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド（Pictet Asset Management Limited）およびピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ（Pictet Asset Management S.A.）に当ファンドの内外の株式等（主として海外株式等）の運用の指図に関する権限を委託します。

④～⑥ <略>

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

②～④ <略>

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥～⑨ <略>

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

<略>

（信託金の限度額）

1. 基本方針

<同左>

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（新興国を含みます。）のジェネリック医薬品関連企業およびゲノム関連企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資をする場合があります。

(2) 投資態度

① 株式への投資にあたっては、世界のジェネリック医薬品関連企業およびゲノム関連企業の中から高い成長が期待される企業の株式を各分野の専門的な観点から調査、評価して、投資銘柄を選定します。また、バリュエーション、流動性等を考慮し、ジェネリック医薬品関連企業およびゲノム関連企業の株式への配分比率が概ね等分となるようポートフォリオを構築します。

② 株式の組入比率は、高位を基本とします。

③ ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド（Pictet Asset Management Limited）に当ファンドの内外の株式等（主として海外株式等）の運用の指図に関する権限を委託します。

④～⑥ <同左>

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。ただし、未上場、未登録の株式（預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）で株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに上場予定または登録予定の株式を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

②～④ <同左>

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥～⑨ <同左>

<新設>

3. 収益分配方針

<同左>

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円 を限度として信託金を追加することができます。

② <略>

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から 平成36年6月18日 までとします。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 <略>

②～④ <略>

<削除>

(運用の権限委託)

第19条 <略>

1. <略>

2. 委託する範囲：内外の株式等（主として海外株式等）の運用

委託先名称：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ (Pictet Asset Management S.A.)

委託先所在地：スイス連邦ジュネーブ市

3. 委託する範囲：内外の株式等（主として国内株式等）の運用

委託先名称：ピクテ投信投資顧問株式会社

委託先所在地：東京都千代田区

② <略>

1. 内外の株式等（主として海外株式等）の運用の指図に関する権限の委託を受けた者

年1万分の60の率（前項第1号および第2号の者への合計の率とします。）

2. 内外の株式等（主として国内株式等）の運用の指図に関する権限の委託を受けた者

(平均純資産総額) (率)

350億円以下の部分 年1万分の15

350億円超の部分 年1万分の20

③ <略>

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② <略>

(附表)

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村ピクテ・ヘルスケア・

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円 を限度として信託金を追加することができます。

② <同左>

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から 平成31年6月18日 までとします。

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 <同左>

②～④ <同左>

⑤ 委託者は、信託財産に属する未上場・未登録の株式（預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）で株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに上場予定または登録予定の株式を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の権限委託)

第19条 <同左>

1. <同左>

<新設>

2. 委託する範囲：内外の株式等（主として国内株式等）の運用

委託先名称：ピクテ投信投資顧問株式会社

委託先所在地：東京都千代田区

② <同左>

1. ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド
年1万分の60の率

2. ピクテ投信投資顧問株式会社

(平均純資産総額) (率)

350億円以下の部分 年1万分の15

350億円超の部分 年1万分の20

③ <同左>

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② <同左>

(附表)

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村ピクテ・ジェネリック

<u>ファンド</u> 追加型証券投資信託 <u>野村ピクテ・ヘルスケア</u> <u>マネープール・ファンド</u> 2. <略>	<u>&ゲノム・ファンド</u> 追加型証券投資信託 <u>野村ピクテ・ジェネリック</u> <u>&ゲノム マネープール・ファンド</u> 2. <同左>
---	---

3. 変更の適用予定日

平成 30 年 6 月 1 日

4. 諸手続きについて

平成 30 年 3 月 13 日時点の当ファンドの受益者の皆様に対して、後日、当議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、書面決議について議決権を行使される方は、平成 30 年 4 月 23 日（必着）までに、議決権行使書面に当ファンドの約款変更の賛否および必要事項をご記入の上、ご郵送ください。なお、議決権を行使されない場合は、当ファンドの投資信託約款第 52 条第 3 項の規定により、当該受益者の方は当議案について賛成するものとみなされます。

当議案が可決（当ファンドにおいて、賛成する受益者の方の受益権の合計口数が、平成 30 年 3 月 13 日現在の受益権の総口数の 3 分の 2 以上）となった場合は、平成 30 年 6 月 1 日をもって約款変更いたします。

書面決議の結果にかかわらず、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解約）のお申込みをお受けいたします。

当ファンドは、受益者の方が換金（解約）のお申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者の方に対して解約代金が支払われます。

そのため、当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 2 項に定める委託者指図型投資信託に該当し、当ファンドの議案に反対された受益者の方が受託会社に対して投信法第 18 条第 1 項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

以上

平成 30 年 3 月 12 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社